

# くるみの アレルギー表示の義務化



令和5年3月9日、「くるみ」が特定原材料に追加され、**アレルギー表示が義務付けられました**。「くるみ」を含む食品については、**令和7年4月1日**から新しい表示ラベルに切り替える必要があります。

## 特定原材料

(8品目)

必ず表示が必要です



えび



かに



小麦



そば



卵



乳



落花生  
(ピーナッツ)



くるみ

くるみが  
「特定原材料に準ずるもの」  
から、  
「特定原材料」  
に変更

## 特定原材料に準ずるもの

(20品目)

表示が推奨されています

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

## なぜ義務化されたのか？

近年、くるみによるアレルギー症例数が増加しているため、くるみが特定原材料に追加されました。

## 義務表示の対象となる「くるみ」の範囲は？

主に流通している海外産(チャンドラー種やハワード種など)に加え、国産(オニグルミ、カシグルミやヒメグルミなど)も表示の対象としています。くるみオイル、くるみバター等もアレルゲンとなるので、注意が必要です。

## 包材資材の切替え等の猶予期間はあるのか？

猶予期間は**令和7年3月31日まで**です。令和7年4月1日以降に製造され、加工され、又は輸入される加工食品※には特定原材料としての表示が必要となります。

※業務用加工食品の場合は、令和7年4月1日から販売されるものに特定原材料としての表示が必要となります。

## 表示例

(特定原材料等を一括して表示する場合)

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、チョコレート、くるみ、卵、砂糖、マーガリン/ベーキングパウダー、(一部に小麦・乳成分・卵・ <b>くるみを含む</b> )
内容量	5個
賞味期限	令和5年5月15日
保存方法	直射日光・高温多湿を避け保存
製造者	株式会社 ○○○○ 横浜市○区○○○

## アレルギー表示に関する相談窓口

各区福祉保健センター生活衛生課



発行

横浜市保健所食品衛生課

TEL 045-671-3378 FAX 045-550-3587

(令和5年8月発行)

食品の表示方法や食品表示関係の最新情報、チラシを掲載しています!

横浜市 食品表示

